

○寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号） 附則第三条による同府令別表の読替表  
 （傍線部分は読替部分）

読 替 後  
 読 替 前

別表（第一条関係）		別表（第一条関係）	
所在地	官 署	所在地	官 署
岩手県 宮古市五月町の二〇	岩手復興局宮古支所	岩手県 宮古市五月町の二〇	岩手復興局宮古支所
宮古市宮町の二九	盛岡地方検察庁宮古支部	宮古市宮町の二九	盛岡地方検察庁宮古支部
宮古市宮町一の三〇	宮古区検察庁	宮古市宮町一の三〇	宮古区検察庁
宮古市緑ヶ丘五の二九	宮古労働基準監督署	宮古市緑ヶ丘五の二九	宮古労働基準監督署
宮古市佐原三の二一の四	東北地方整備局三陸国道事務所宮古維持出張所	宮古市佐原三の二一の四	東北地方整備局三陸国道事務所宮古維持出張所
釜石市新町六の五〇	岩手復興局釜石支所	釜石市新町六の五〇	岩手復興局釜石支所
釜石市小佐野町三の八の二四	釜石税務署	釜石市小佐野町三の八の二四	釜石税務署